

## 10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

## 10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮設施設））審査意見書」（平成30年8月1日付30環総政第345号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
8. 環境影響評価の項目	項目	環境局長の審査意見を踏まえ、開催前及び開催後における工事用車両の走行に係る交通安全を選定した。(p. 23、24 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 大気等	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、恒久施設改修整備との情報共有を行い、平準化を図るなどにより、大気汚染への影響の低減に努める計画について追記した。(p. 76 参照)
9.2 騒音・振動	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、恒久施設改修整備との情報共有を行い、平準化を図るなどにより、騒音及び振動への影響の低減に努める計画について追記した。(p. 97 参照)
9.3 交通渋滞	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、恒久施設改修整備との情報共有を行い、平準化を図るなどにより、計画地周辺の車両への影響の低減に努める計画について追記した。(p. 104 参照)

## 10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮施設））審査意見書」（平成30年8月1日付30環総政第345号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
【主要環境（大気等）】	
<p>（大気等）</p> <p>馬事公苑においては、本仮施設の整備と並行して恒久施設の改修整備が行われ、工事用車両の集中が懸念されることから、工事間での情報共有や調整を行うことにより工事用車両が走行する経路や時間帯の平準化を図るなど、事業実施に伴う影響のより一層の低減に努めること。</p> <p style="text-align: right;">〔生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞）と共通〕</p>	
【生活環境（騒音・振動）】	
<p>（騒音・振動）</p> <p>① 馬事公苑においては、本仮施設の整備と並行して恒久施設の改修整備が行われ、工事用車両の集中が懸念されることから、工事間での情報共有や調整を行うことにより工事用車両が走行する経路や時間帯の平準化を図るなど、事業実施に伴う影響のより一層の低減に努めること。</p> <p style="text-align: right;">〔主要環境（大気等）、交通（交通渋滞）と共通〕</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準と同値又はこれを超過している地点もあることから、環境保全措置を徹底し、工事用車両による騒音のより一層の低減に努めること。</p>	
【交通（交通渋滞）】	
<p>（交通渋滞）</p> <p>① 馬事公苑においては、本仮施設の整備と並行して恒久施設の改修整備が行われ、工事用車両の集中が懸念されることから、工事間での情報共有や調整を行うことにより工事用車両が走行する経路や時間帯の平準化を図るなど、事業実施に伴う影響のより一層の低減に努めること。</p> <p style="text-align: right;">〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）と共通〕</p> <p>② 周辺交通量に対する工事用車両の割合はわずかであるとしているが、工事用車両に占める大型車両の割合が高いことから、環境保全措置を徹底し、工事用車両による交通渋滞への影響のより一層の低減に努めること。</p>	
【交通（交通安全）】	
<p>（交通安全）</p> <p>工事用車両の走行に伴う交通安全は、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（馬事公苑）」（平成28年12月東京都）として環境影響評価を実施済みであり、本評価書案では対象としないとしている。しかしながら、計画地は、多くの住宅に囲まれ、教育施設等の環境上配慮すべき施設も多く存在する立地であり、本事業に対し周辺の道路幅が十分でない箇所も見受けられる。こうした中、本事業と並行して恒久施設の改修整備が行われ、大型車両を始めとした工事用車両の集中が懸念されることから、交通安全の項目の選定について再検討を行うこと。</p>	

## 10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮施設））」は、平成30年5月11日に公表し、同年5月11日から6月9日までの30日間にわたり意見募集を行った。都民等からの意見書の提出は無かった。